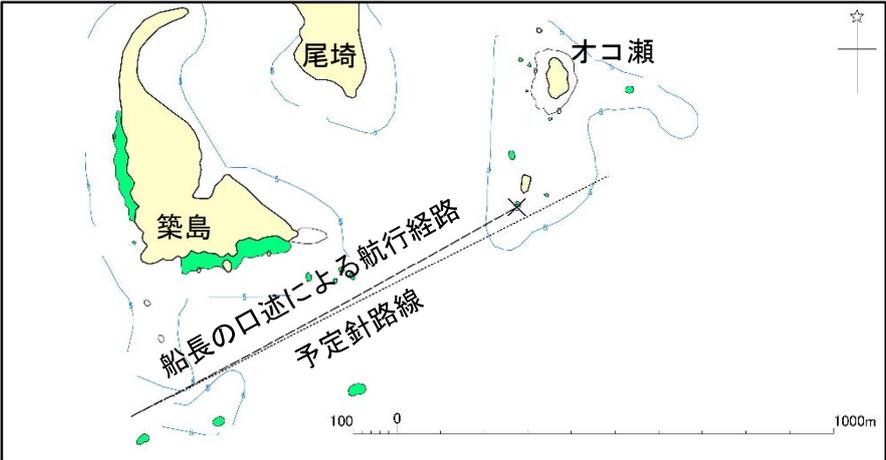


船舶事故調査報告書

令和6年11月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年1月5日 16時02分ごろ
発生場所	熊本県天草市下須島尾崎南東方沖 砂月港出の串防波堤灯台から真方位153° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯32° 09.3′ 東経130° 03.0′）
事故の概要	プレジャーボート ^{アリオン} ALIONは、帰航中、水上岩の水面下の浅所に乗り揚げた。 ALIONは、船首部船底に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和6年1月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ALION、5トン未満 293-32261熊本、個人所有 5.75m (Lr) × 2.08m × 0.98m、FRP ガソリン機関、36.8kW、平成9年8月 （写真1 参照）
	
	写真1 本船の外観
乗組員等に関する情報	船長 66歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年8月20日 免許証交付日 令和3年3月8日 （令和8年3月7日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>船首部船底に擦過傷（のちに転覆して全損）（写真2参照）</p>  <p>写真2 本船の船首部船底</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：潮高 約1.9m、潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首約0.2m、船尾約0.8mの喫水で、天草市築島南方沖の釣り場に向け、令和6年1月5日07時30分ごろ天草市本渡港舟津地区の定係地を出発した。</p> <p>船長は、09時00分ごろ釣り場に到着し、釣り場を変えながら錨泊して釣りを行ったのち、帰航することとし、操舵室中央やや右舷側にある舵輪の後方に立ち、舵輪前方に設置した魚群探知機能付きGPSプロッターを魚群探知機として使用したまま、15時59分ごろ帰航を始めた。</p> <p>船長は、進行方向となる下須島尾埼東方沖に、オコ瀬と呼ばれる高さ約15mの水上岩があり、オコ瀬周辺に浅所があるものの、尾埼南東方沖にある比較的大きな水上岩を左舷方に見て航行すれば、オコ瀬周辺の浅所を無難に通過できることを知っていたので、同水上岩を左に見て、約20km/hの対地速力で、手動操舵によって東北東進を始めた。</p> <p>船長は、ふと船外機の冷却海水が正常に排出されているか気になり、後方を向いて船外機の様子を見たのち、右舷側で大きな魚が跳ねたので、何の魚か気になり、右舷方の海面を見て魚を探していたところ、舵を左に取っていたものか、本船が緩やかに左転していることに気付かなかった。</p> <p>本船は、尾埼南東方沖の水上岩に向かって緩やかに左転を続け、船長が直前に船首方を見て水上岩に気付いたものの、どうすることもできず、16時02分ごろ、水上岩の海面下の浅所に乗り揚げ、転覆した。</p> <p>（図1 参照）</p>

	 <p style="text-align: center;">図 1 事故発生経過概略図</p> <p>船長は、本船から投げ出されたのち自力で水上岩に登り、他の水上岩の上で本事故を目撃した釣り人から連絡を受けて来援した瀬渡し船に救助され、瀬渡し船から通報を受けて到着した巡視艇に移乗した。</p> <p>本船は、流されないよう船首から水上岩の端にロープを取っていたものの、後日、船長が回収に向かった際、船首部が破損して水上岩から離れ、漂流している状態で発見され、回収された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故当時、飲酒はしておらず、眠気もなく、健康状態も良好であった。</p> <p>船長は、小型船舶操縦免許証を取得後、月に1回程度、約2年前に定年退職してからは、月に2～3回釣りに出ており、本事故発生場所付近を10回程度航行した経験があった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、下須島尾崎南東方沖を手動操舵で東北東進中、船長が、船外機の様子及び右舷方で飛び跳ねた魚の様子を見ることに気を取られ、船首方の見張りを行っていなかったことから、水上岩に向かって緩やかに左転していることに気付かず、水上岩の海面下の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が無意識に予定針路よりも左舷方に舵を取っていた又は、風潮流に圧流されたことから、水上岩に向かって緩やかに左転した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が下須島尾崎南東方沖を手動操舵で東北東進中、船長が、船外機の様子及び右舷方で飛び跳ねた魚の様子を見ることに気を取られ、船首方の見張りを行っていなかったため、水上岩に向かっ</p>

	て緩やかに左転していることに気付かず、水上岩の海面下の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の操縦者は、岩礁が多い海域を航行する場合、浅所から安全な距離を離す針路を設定し、GPSプロッター等で船位の確認を行い、操船に集中すること。

付図1 事故発生場所概略図

